

## 生駒市条例第20号

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月10日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和元年8月生駒市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項の改正規定中「この項」を「この項において」に、「以下この項、第19条及び第36条第3項」を「以下」に改める。

第35条第3項の改正規定中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」を「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」に改める。

第36条第3項の改正規定中「を除く」とあるのは「及び特別利用教育を受ける者を除く」を「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」に改める。

第50条の改正規定中「教育・保育給付認定子ども」を「教育・保育給付認定子どもについて」に改め、「この章において同じ。）」の次に「について」を加え、「この項、第19条及び第36条第3項」を削り、「及び第19条」の次に「において」を加える。

第51条第3項の改正規定中「第50条」を「前条」に改め、「。次条第3項において同じ」を削り、「までを含む」の次に「。次条第3項において同じ」を

加える。

第52条第3項の改正規定中「特定満3歳未満保育認定子ども」を「特定満3歳以上保育認定子ども」に改め、「及び満3歳以上保育認定子ども」の次に「（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。